

令和4年度 岡山県土木工事標準積算基準書

参考資料編【工事・委託】

改定概要

※改定箇所は、赤枠又は赤字で記載

ページ	項 目	改定内容
令和5年3月改定		
95	事業課制定編 防災砂防課 第5章 2. 地すべり機構調査の各種歩掛	「地下水位測定」の項目追加
99	事業課制定編 防災砂防課 第5章 2. 地すべり機構調査の各種歩掛	「自記水位計」の項目削除

※年度、目次、誤字、脱字等の軽微な改定は省略している。

第5章 地すべり機構調査業務

1. 地すべり機構調査業務積算基準

(1) 適用範囲

本積算基準は、地すべり調査の場合に適用する。

(2) 機構調査の構成

「第Ⅱ編第1章 地質調査業務積算基準」による。

(3) 構成費目の内容

「第Ⅱ編第1章 地質調査業務積算基準」による。

(4) 地すべり調査業務の積算方法

地すべり調査業務費は、次の積算方式によって積算する。

①地すべり調査業務費

地すべり調査業務費 = ((一般調査業務費) + (解析等調査業務費)) + (消費税相当額)

(a) 一般調査業務費

一般調査業務費 = ((直接調査費) + (間接調査費)) × (1 + (諸経費率))

(b) 諸経費

一般調査業務費に係る諸経費は、「第Ⅱ編第1章 地質調査業務積算基準」による。

(c) 解析等調査業務費

解析等調査業務費は、「第Ⅲ編第1章 土木設計業務等積算基準」による。

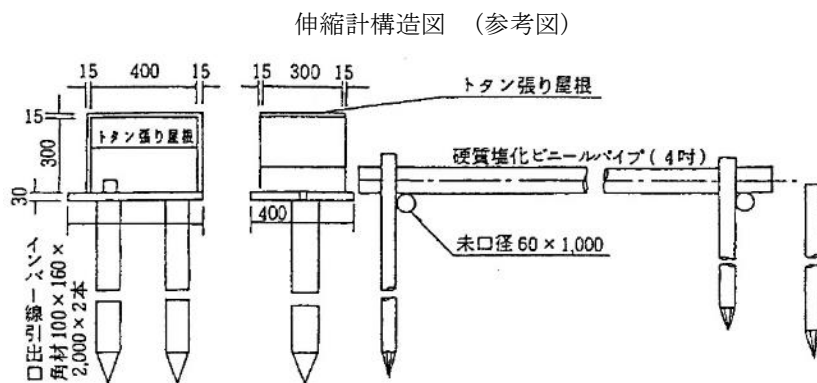
2. 地すべり機構調査の各種歩掛

(1) 計画準備

計画準備は、「第Ⅱ編第2章⑤ 地すべり調査」による。

(2) 伸縮計

伸縮計の設置、観測及び資料整理は、「第Ⅱ編第2章⑤ 地すべり調査」による。



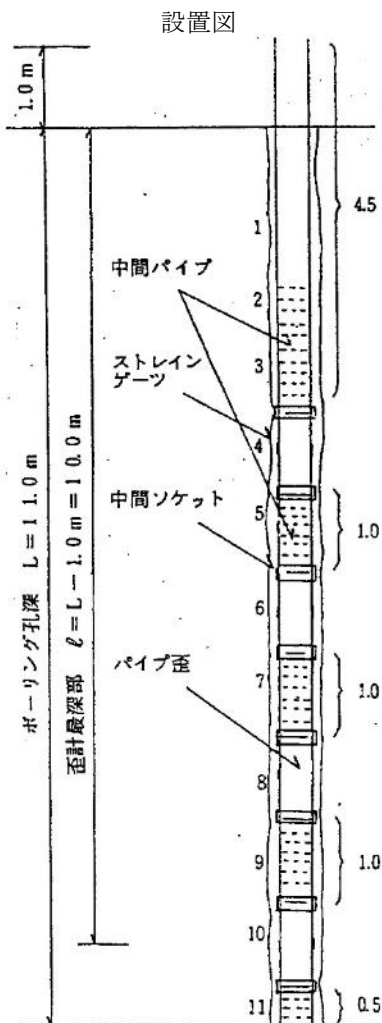
(3) 地下水位測定

水位計（自記水位計、触針式水位計）の設置、観測、資料整理及び撤去は、「第Ⅱ編第2章⑤ 地すべり調査」による。

(11) 歪計

パイプ歪計の設置，観測及び資料整理については，「第Ⅱ編第2章⑤ 地すべり調査」による。

パイプ歪計設置例



リード線の長さ
 $n(\ell - n + 3) = 4(10 - 4 + 3) = 36.0\text{m}$
 $n = \text{歪計設置数} \dots\dots\dots 4$
 $\ell = \text{歪計の最深部長さ} \dots\dots\dots 10\text{m}$

中間パイプの長さ
 $(L + 1 - n) = (11 + 1 - 4) = 8\text{m}$

$L = \text{ボーリング孔最深} \dots\dots\dots 11\text{m}$

中間パイプの上部2mはストレーナー加工しないものを使用する。

(12) 孔内傾斜計

孔内傾斜計の設置，観測及び資料整理については，「第Ⅱ編第2章⑤ 地すべり調査」による。

自記水位計の項目削除